

令和8年第1回臨時 菊池市教育委員会会議録

日時 令和8年1月27日（火） 午後3時50分

場所 菊池市市民会館泗水ホール 控室

出席者

教育長	音光寺 以 章
教育長職務代理者	渡 邊 和 雄
教育委員	増 永 幸一郎
教育委員	岩 根 美 紀
教育委員	白 木 辰 也
教育委員	三 上 かおり
教育部長	前 川 幸 輝
学校教育課長	岩 根 貴 史
生涯学習課長	川 口 克 明
学校教育課課長補佐	本 山 大 翁

10名

日 程

- 1 開 会
- 2 議事案件
 - 議案第 3号 菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(生涯学習課)
 - 議案第 4号 財産の無償譲渡について (生涯学習課)
 - 議案第 5号 教育長の営利企業等の従事について
- 3 その他
- 4 閉 会

開会

音光寺教育長 ただいまより令和8年第1回臨時教育委員会議を開会いたします。よろしくお
願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第3号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ならび
に、議案第4号、財産の無償譲渡について、関連しておりますので事務局より続
けて説明をお願いします。

川口課長。

川口生涯学習課長 生涯学習課でございます。議案書1ページをお願いいたします。

この度、公民館支館を廃止または地域移管をするため条例改正をお願いするも
のでございます。別紙補足説明資料により内容を説明させていただきます。

菊池市公民館は、社会教育法の規定に基づき、本市住民のために教育学術及び
文化に関する事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興等に
寄与することを目的として設置しております。

公設公民館としまして、中央公民館、七城公民館、旭志公民館、泗水公民館が
ございます。そのうち、中央公民館に、龍門支館、花房支館、水源支館、迫間支
館、戸崎支館の5つの支館がございます。七城、旭志、泗水には支館はございま
せんが、これは市町村合併以前から旧菊池市に存在していたもので、そのまま引
き継いだものでございます。公設公民館と各行政区にある自治公民館が相互に連
携をとって事業を進めている状況でございますので、旧菊池地域におきましては
公設公民館、公民館支館、各行政区の自治公民館の3層構造となっております。

次に、各支館の状況ですが、戸崎支館を除きまして昭和時代に建設されたもの
でございます。龍門、花房、水源、迫間の支館は築40年近く経っており老朽化
も進んでおり、年間利用者数も減少している状況でございます。各支館の運営は、
各地域の区長、支館運営委員会へ管理をお願いしております。

菊池市では、菊池市公共施設等総合管理計画を策定しておりまして、市が保有
する公共施設の適正管理に努めております。策定時点では、市が保有する公共施
設の延床面積は、人口一人当たり8.58㎡で、同じような規模の自治体と比較し
て約2倍となっております。市町村合併により4つの自治体の公共施設をそのま
ま引き継いだことによるものでございます。

現在の施設をそのまま持ち続けた場合、今後40年間の見通しとして、建替え
や改修等に年間34億円かかる試算でございます。一方で、市の財政的に許容で
きる更新投資可能額は、年間約18億円でございますので、約5割の施設の更新
経費を賄えなくなることがわかったところでございます。

そこで、全庁的に見直しを行っておりまして、これまでに、つまごめ荘や旧河
原小学校、泗水幼稚園や旭志幼稚園の民間移譲などを行い、平成27年3月時点
で285施設あったものが、令和6年3月時点では223施設ということで、6
2施設減少しております。

5つの支館につきましても、旧菊池市にのみ存在することや施設の老朽化が進んでいること、年間利用者数も減少していることなどからも、公民館施設としての役割を果たし続けることが難しい状況でございます。

一方で、地域活性化のために尽力されている地域住民の方々にとって、公民館としての制約をとりはらい、自由な使途で利用いただくことが地域活性化につながるのではないかという考えから、公民館支館の地域移管、地域へ譲渡するとの方針を素案として、地元と協議を進めてきたところでございます。

令和2年度から協議を開始し、令和4年度、5年度、7年度に地域ごとに区長説明会を開催しております。また、令和6年度に、支館が存する地域住民にアンケートを実施しております。

結果でございますが、花房支館、水源支館につきましては、区長会として支館の廃止ということでした承をいただきました。また、住民アンケートでもそれぞれに、支館の廃止もやむを得ない、支館は必要ないとの回答が過半数を超えていることから、廃止ということによって条例改正をしたいと考えております。

また、戸崎支館に関しましては、支館が存する地域が上赤星区であることから、上赤星区の自治公民館として地域移管をしたいということで区長会の意向が示されました。住民アンケートでも支館の地域移管を望む回答が62%であることから、こちらは地域移管として進めてまいりたいと考えております。

なお、残る2支館、龍門支館と迫間支館につきましては、現在、協議を継続中でございますので今後も地元と話し合いを継続して参ります。

以上が、今回の議案第3号並びに第4号の概要でございます。

議案書の3ページ、新旧対照表でございます。

条例第3条、第5条、第7条につきましては、文言の修正でございます。

議案書の4ページ、別表第2でございます。

現在、5つの支館を記載してありますが、今回の議案での説明に伴いまして、水源支館、迫間支館、戸崎支館を除きまして、龍門支館、迫間支館だけの表にするものでございます。

また、別表第4でも、公民館支館使用料ということで表を設けておりますが、別表第4からも花房支館、戸崎支館、水源支館を除くものでございます。

以上が、議案第3条、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定についての説明でございます。

続きまして、議案第4号、財産の無償譲渡についてをご説明いたします。

先ほどもご説明申し上げましたように、戸崎支館は上赤星区へ地域移管しますので、土地・建物につきまして上赤星区へ無償譲渡するために、ご承認をいただくものでございます。譲渡する財産の土地・建物につきましては議案に記載のとおりでございます。譲渡の相手方は、上赤星区の区長でございます。

以上が、議案第4号のご説明でございます。

以上、よろしく願いいたします。

音光寺教育長 議案第3号、菊池市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、ならびに、議案第4号、財産の無償譲渡についての説明が終わりました。
委員の皆様から、質問及び意見等ございますでしょうか。

渡邊教育長職務代理者 龍門支館と迫間支館の現状を教えてください。

川口生涯学習課長 龍門支館につきましては、区長会の意見は概ね廃止ということでご承諾はいただいているところでございます。また、住民アンケートにつきましても、廃止はやむを得ないのご意向が過半数を占めておりますので、龍門支館につきましては廃止の方向で協議を進めているところでございます。龍門支館は旧龍門小学校に隣接しておりますので、代替措置として旧龍門小学校跡地のご利用をお願いしているところでございます。
なお、迫間支館につきましては、現時点で、地元と区長会のご意向としては地域移管にはご納得いただいていない状況でございますので、区長会を通して協議を進めてまいりたいと考えております。

音光寺教育長 ほかに、質問及び意見等ございますでしょうか。

増永委員 花房支館、水源支館が廃止となりますが、廃止後の施設はどのようになるのでしょうか。

川口生涯学習課長 廃止後は、築年数も経っていることから解体として進めております。

音光寺教育長 いまのご説明にもありましたように、旧菊池市だけに存した各支館ということで、旧七城、旭志、泗水には支館はございませんので、各支館は廃止する方向ということですね。

音光寺教育長 ほかに、質問及び意見等ございますでしょうか。
それでは質疑もないようですので、採決いたします。
議案第3号並びに第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

音光寺教育長 異議なしと認め、議案第3号並びに第4号は原案のとおり可決することに決定いたします。

音光寺教育長 次に、議案第5号です。
議案第5号「教育長の営利企業等の従事について」ですが、私の一身上に関する案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

14条第6項の規定により「当事者は議事に参与することができない」とされており、議事の進行を渡邊職務代理者にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

《 教育長 退室 》

渡邊教育長職務代理者 それでは、私が議事の進行を務めさせていただきます。

議案第5号「教育長の営利企業等の従事について」を議題とし、事務局より説明をお願いします。

岩根課長。

岩根学校教育課長 それでは、議案第5号、教育長の営利企業等の従事について許可を得たいので、教育委員会の意見を求めるものでございます。

提案の理由は、教育長が営利企業等に従事する際には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第7項の規定によりまして、教育委員会の許可を受ける必要があるためでございます。

それでは2ページをお願いします。

許可を受けたい事業内容を記載しております。

まず、1点目、勤務先及び同所在地につきましては記載のとおりで、教育長の自宅の住所地となります。

2点目、事業内容は、大日本図書株式会社が発行する「たのしい学校(令和8年度春号)」への原稿執筆でございます。

3点目、職名はございません。

4点目、報酬関係ですが、無報酬となります。

5点目、期間につきましては、本日、令和8年1月27日から校了までとなります。

6点目、職務内容と責任の度合及び就任を必要とする理由でございますが、大日本図書株式会社が発行する情報誌「たのしい学校」は、小学校の先生や教育関係者を対象とした授業に役立つ情報等を掲載している小冊子でございます。本市の教育行政の取り組み等について原稿執筆の依頼があったため、教育長の就業時間外に自宅にて従事するものでございます。

3ページをお願いします。

今回の提案に関する法令等を掲載しております。

まず、上段の法第6条につきましては、兼職禁止の条文を参考までに掲載しております。

次に、今回の兼業に関する部分としまして、中段に第11条第7項、服務等についての条文を掲載しております。条文を読み上げます。

教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないと定められております。

次に、4ページをお願いします。

教育長の営利企業等の従事制限に関する、菊池市教育委員会規則でございます。この規則において、法の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事制度に関し、必要な事項を定めております。

第3条、許可の基準を読み上げます。

教育委員会は、教育長が法第11条第7項の規定により許可の申出をしたときは、第1号、教育長が現に占めている職と当該営利企業、事業又は事務との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがない場合。第2号、教育長が当該営利企業、事業又は事務に従事しても職務の遂行に支障がないと認められる場合、第3号、その他法の精神に反しないと認められる場合、これ以外は許可してはならないということによって定められております。

今回の従事内容は、情報誌への原稿執筆でございますが、職名や報酬はございません。執筆作業も、就業時間外に自宅にて従事するものでございますので、第3条の許可の基準に全て該当するものと考えております。

以上で、議案第5条の提案の説明を終わります。ご審議、よろしく願いいたします。

渡邊教育長職務代理 それでは、只今の説明について、質疑及びご意見はありませんか。

それでは質疑もないようですので、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長職務代理 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたします。

《 教育長 入室 》

渡邊教育長職務代理 ここからの議事進行を教育長にお戻しいたします。

音光寺教育長 それでは、次にその他に移ります。

事務局より連絡等がありますか。

事務局 事務局からは特にございません。

音光寺教育長 それでは、本日の議事日程は以上となりますので、令和8年第1回臨時菊池市教育委員会議はこれにて閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —